

株式会社ウィル・シード 手配旅行 旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

は未だ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用（すでに航空券を発行している場合の払戻手数料を含みます。）

所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金等のお支払いを受けること（以下「通信契約」）を条件に「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行のお申込み」を受ける場合があります。

1. 手配旅行契約

- お客様と株式会社ウィル・シード（東京都渋谷区恵比寿1-3-1 朝日生命恵比寿ビル 9F 東京都知事登録旅行業第3-6550号）（以下「当社」といいます。）は、手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- 当社は、お客様のために代理、媒介、取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。
- 当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用（以下「旅行費用」といいます。）のほか、所定の取扱料金を申し受けます。

2. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、旅行代金の20%相当額の申込金を添えてお申し込みください。お申込金は旅行代金または取消料、違約料の一部として取扱います。残額は、旅行開始前の当社が指定する期日までににお支払ください。
- 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立します。
- 上記(2)にかかわらず、次の場合はお申込金の支払を受けることなく契約が成立します。
 - お申込金の支払を受けることなく、契約を締結する旨の書面を交付した場合。（書面をお渡しした時点、郵送の場合は発信した時点、FAX および Eメールの場合はお客様に到達した時点で契約成立となります。）
 - 旅行出発日までに旅行代金と引き換えに旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しする場合は、当社が契約の締結を承諾した時点で契約成立となります。

3. お申し込み条件

高齢の方、慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障害をおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。

4. 契約書面のお渡し

当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は、本旅行条件書、ご旅行お引受書、ご日程表、ご旅行代金見積書等により構成されます。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しするときは、当該書面をお渡ししないことがあります。

5. 旅行代金のお支払いと額の変更

- 旅行代金（旅行費用ならびに当社の取扱料金をいいます。）は契約書面に記載した日までににお支払ください。
- 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
- 当社は、実際に要した旅行代金と受取った旅行代金とが一致しない場合は、旅行終了後速やかに旅行代金を精算します。
- 当社は、お客様が通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードによりお客様の署名なくして旅行代金（申込金、追加代金として表示したものを含む）や取消料、違約料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

6. 渡航手続

- ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様が自身で行っていただきます。ただし、当社は、渡航手続代行契約により、所定の料金を申し受け、渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社はお客様自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。
- 渡航先国、経由国が要求する旅券の残存有効期間その他条件、査証の要否等については、お客様の責任で、渡航先国・経由国（航空機の乗り継ぎのために経由する国・地域を含む）の大使館・領事館等でご確認ください。日本国籍以外の方は、併せて再入国手続について、入国管理事務所でご確認ください。
- 渡航先国の予防接種要求状況については、検疫所でご確認ください。

7. 旅行契約内容の変更

お客様から契約内容の変更のお申し出があったときは、当社は可能な限りお客様のために応じます。この場合当社は旅行代金を変更することがあります。また、次の料金を申し受けます。

イ. 変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料、違約料（すでに航空券を発行している場合の払戻手数料を含みます。）

ロ. 当社所定の取消料（消費税込）		
変更手数料	10人以上の団体 手配旅行の場合	変更に関わる部分の 変更前の旅行代金の 20%
	個人の場合 (上記以外)	それぞれ1件につき 3,300円

8. 旅行契約の解除

- お客様は次の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。契約解除のお申し出は、営業時間内にお受けします。
 - お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、また

ロ. 当社所定の取消料（消費税込）		
変更手数料	10人以上の団体 手配旅行の場合	変更に関わる部分の 変更前の旅行代金の 20%
	個人の場合 (上記以外)	それぞれ1件につき 3,300円

ハ. 当社が得るはずであった取扱料（消費税込）

手数料	10人以上の団体手 配旅行の場合	旅行費用総額の 20%
	個人の場合 (上記以外)	6,600円

- 当社の責に帰すべき理由により旅行サービスの手配が不可能になった時は、お客様は旅行契約を解除することができます。このときは、当社は、お客様がすでに受けた旅行サービスの対価として旅行サービス提供機関に支払う費用を差し引いて払い戻します。
- お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払われなかったときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときはお客様に次の料金をお支払いいただきます。
 - お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用

ロ. 当社所定の取消料（消費税込）		
取消料	10人以上の団体 手配旅行の場合	変更に関わる部分の 変更前の旅行代金の 20%
	個人の場合 (上記以外)	それぞれ1件につき 3,300円

ハ. 当社が得るはずであった取扱料（消費税込）

手数料	10人以上の団体 手配旅行の場合	旅行費用総額の 20%
	個人の場合 (上記以外)	6,600円

9. 団体・グループ手配

同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者（以下「構成員」といいます。）がその責任ある代表者を定めて申し込んだ旅行契約については、以下により取り扱います。

- 当社は、お客様が定めた代表者（以下「契約責任者」といいます。）が構成員の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなして、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
- 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務または義務については何らの責任を負うものではありません。
- 契約責任者は、契約締結後当社が定める日までに構成員の名簿を提出していただきます。
- 契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後は、予め契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。
- 当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成員に帰属するものとします。
- 旅行の運営はお客様自身で行っていただきますが、当社は、契約責任者の求めにより所定の添乗サービス料金を申し受けたうえで、添乗サービスを提供します。添乗員のサービス内容は、原則としてあらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。添乗員は契約責任者の指示を受け当該業務を行います。また、添乗員の業務時間帯は、原則として8時から20時までとします。

10. 当社の責任

- 当社の責任の範囲は、第1項(2)に記載した手配行為に限定されます。
- 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下手配代行者といいます。）の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被らされた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、手荷物について生じた本項(2)の損害につきましては、本項(2)の規定にかかわらず損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が賠償額は1人あたり最高15万円まで（当社に故意、又は重大な過失がある場合は除きます。）といたします。

11. お客様の責任

お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為により当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けま

12. 通信契約による旅行条件

当社は、当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」）のカード会員（以下「会員」）より

「通信契約による旅行条件」は、「通常の旅行契約の旅行条件」とは、以下の点で異なります。

- 通信契約による旅行契約は、当社がお申込みの受諾を電話および郵便で通知する場合はその通知を発した時に、EメールおよびFAXで通知する場合はその通知がお客様に到着した時に成立します。また、申込み時には「会員番号・カード有効期限」等を当社に通知していただきます。=第2項(2)関連
- カード利用日とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払い戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は、確定した旅行サービスをお客様に通知した日とします。また、第8項に定める「契約解除に係る所定の料金」は、旅行代金から差し引いた額を解除の申し出の日から起算して7日以内にカード利用日として払い戻します。=第5項、第8項関連
- 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第8項(3)の料金を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

13. 海外危険情報について

- 外務省のサイトにて各国のスポット情報、危険情報、安全対策基礎データ等、安全対策のための情報が公開されています。必ず、出発までに事業者、及び旅行者ご自身で旅行先の安全対策のための情報をご確認ください。【外務省海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>】
- 渡航先によっては、外務省から「危険情報」が出されている場合があります。この場合には、お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。

14. 保健衛生について

厚生労働省検疫所ホームページでは、「海外渡航者のための感染症情報」として、海外渡航者が渡航先で感染症にかからないために、渡航者向けに国別、地域別で見える感染症情報、海外渡航と予防接種、病気予防等の記載がされています。必ず、ご出発前の早い機会に、事業者又は旅行者ご自身で旅行先の衛生状況についてご確認ください。【厚生労働省検疫所感染症情報ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>】

15. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、当社にお問い合わせください。

16. 日本への持ち込みが禁止又は規制されている品物

日本への持ち込みが禁止又は規制されている品物は下記のとおりです。これに違反すると関税法などで処罰されたり、所有権放棄、廃棄又は積戻しを命令されることがあります。

- ワントン条約により抵触する動物種及びその産品
(例) 一部の薬方薬（ジャコウジカ、熊の胆等）、毛皮、象牙細工、象牙の印材、皮革製品（フニ、ヘビ、トカゲ）、動物の皮革を使用した楽器（胡弓など）、生きている動物種（サル、オウム、ワシ、タカ、ラン、サボテン等）
- 日本へ輸入が禁止されている品物
① あへん、コカイン、覚せい剤等
② 銃砲、爆発物等
③ 偽造品、模造品等
④ 児童ポルノ、公安風俗を害すべき書籍等
⑤ 偽ブランド商品
⑥ 家畜伝染病予防法で定める特定の動物、植物検疫法で定める植物

17. 個人情報の取扱い

- 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。かつ、当社は、お客様にお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内、又は当社の契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関、手配・運営会社、保険会社等に対し、お客様の氏名、パスポート番号及び住所連絡先をあらかじめ電磁的方法等で送付することによって提供いたします。
- 当社における個人情報取扱管理者の氏名については、当社ホームページ（http://www.willseed.co.jp/privacy_policy/）をご確認ください。

18. この取引条件説明書面に定めのない事項

この「取引条件説明書面（共通事項）」又は別紙第4項規定の契約書面に定めのない事項は当社旅行業約款手配旅行契約の部によります。当社の旅行業約款とこの条件書との間で齟齬が生じた場合は、旅行業約款の規定を優先します。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ（<https://www.willseed.co.jp/travel-agency/>）からもご覧いただけます。また、運送機関や宿泊機関等の旅行サービス提供期間が旅行中にお客様に提供する旅行サービスについては、当該旅行サービス提供機関の約款が適用になります。

(2019年10月1日)